

令和8年度教科支援・生活支援・健康管理に関するの支援重点

(1) 学習支援

「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた授業改善を通じて「確かな学力」を育成する。
小中一貫教育の推進 義務教育9年間を見通した他校との交流

◎(2) 道徳教育・人権教育

教員の授業力の向上を図り、教育活動全体を通じて道徳性を養う
「人権教育基本法」に基づき、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、課題解決に向けて総合的に取り組む

◎(3) 特別支援教育

特別支援教育の理解及び啓発の推進。(インクルーシブ教育システムの構築)
一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場における必要な支援の充実

(4) 特別活動

豊かな人間性や社会性の育成とキャリア教育の充実
望ましい集団活動による人間関係の形成と自己肯定感の育成

(5) 生活支援(生活指導)

全教職員の共通理解に基づく児童の背景や内面に寄り添った生活支援の推進
いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応における組織的対応の充実

(6) 健康教育と食育の推進

感染症予防と生命尊重の精神の涵養
給食時間を活用しての食習慣の確立

(7) 安心・安全の確保

安全に対する意識の向上による安全や防災体制の充実
危機管理機能の向上(毎月15日を「安全の日」と定め、施設・設備の安全点検の実施)

(8) 国際理解教育

異文化を理解し尊重する態度や、共に生きていく態度の育成
我が国の文化や伝統を大切にすることの育成と他国の歴史や文化についての理解の深化

(9) 環境教育

地域の産業、自然、人材等をいかした学習素材の積極的な活用と学校・地域をつなぐ体験活動
SDGsの目標達成をめざし、環境保全に向けた実践的な態度や能力の涵養

(10) 教育の情報化

児童の情報活用能力と情報モラルを一体的に育成する。
教職員のICT活用能力を図り校務の情報化を推進

◎(11) 教職員としての資質と指導力の向上

社会の変化に対応した教育観の確立と自らの意識変革
研修による学習支援法の工夫改善とその研究の推進
教育公務員としての職務の自覚と勤務時間の適正化

(12) こころと体の健康管理

児童の日々の健康状態の把握と、健康安全の保持
ひとりひとりの児童・保護者への対応と支援

◎(13) ふるさと意識を醸成する教育

地域とのふれあいを通してふるさとのよさを発信する
ふるさと東栗栖をこころに刻む ～ビレッジプライド～

